

令和3年10月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和3年度10月総会を日置市東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第33号	農地法第3条許可申請書審議について	(8件)
議案第34号	農地法第4条許可申請書審議について	(2件)
議案第35号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(2件)
議案第36号	農地法第5条許可申請書審議について	(7件)
議案第37号	非農地証明願出書審議について	(5件)
議案第38号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1件)
議案第39号	農用地利用集積計画審議について	(18件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (15人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	梶村 海斗		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和3年度10月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が15名出席しております。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、16番黒葛クルミ委員と17番今村壽久委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第33号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第33号、農地法第3条許可申請書審議について説明させていただきます。
資料の1頁から10頁をご覧ください。8件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,302㎡、作物は水稻です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は260㎡、作物は野菜です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,300㎡、作物は果樹です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,118㎡、作物は野菜です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,404㎡、作物は野菜です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は68,414㎡、作物は野菜です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,447㎡、作物は野菜です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は14,196㎡、作物は水稻です。
以上、計8件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

4番 議案第33号の番号1について報告いたします。
令和3年10月21日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第33号の番号2について報告いたします。
令和3年10月21日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草払い等で耕作できる農地と一部重機等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第33号の番号3について報告いたします。

令和3年10月25日、私と副の野元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第33号の番号4について報告いたします。

令和3年10月25日、私と副の野元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第33号の番号5について報告いたします。

令和3年10月20日、私と副の松崎（秀）委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第33号の番号6について報告いたします。

令和3年10月21日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第33号の番号7について報告いたします。

令和3年10月20日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第33号の番号8について報告いたします。

令和3年10月23日、私と副の瀧間委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第33号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第33号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第33号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第34号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の11頁をご覧ください。

番号1の転用目的は、駐車場です。

番号2の転用目的は、一般住宅です。

以上、計2件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

6番 議案第34号の番号1について報告いたします。

令和3年10月20日、私と副の松崎（秀）委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第34号の番号2について報告いたします。

令和3年10月20日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第34号のすべて案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第34号のすべて案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第34号のすべて案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第35号農地転用事業計画変更申請書審議を議題といたします。

なお、議案第35号の番号1は、日程第5、議案第36号「農地法第5条許可申請書審議」の番号4と、議案第35号の番号2は、日程第5、議案第36号「農地法第5条許可申請書審議」の番号7と関連しますので、合わせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の14頁をご覧ください。

番号1は、18頁の議案第36号農地法第5条許可申請書審議の番号4と関連がありますので、一括して説明いたします。

本申請は、「平成21年8月26日付指令農振第5号332」で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

変更理由について、当初計画者は、申請地に自己所有の一般住宅及び車庫を建築予定でありましたが、転勤が多く生活の本拠が定まらなかったとのことで、不動産業者へ相談されていたそうです。その後、その不動産業者に事業承継者が、自己所有の住宅を作りたいとのことで相談されたところ、今回の申請地を紹介され、自己所有の住宅を建築することとなったため、事業計画変更するものです。なお、隣接の宅地(1737番3、160.67㎡)も同時購入し一体利用面積は424.93㎡です。

次に、番号2は、18頁の議案第36号農地法第5条許可申請書審議の番号7と関連がありますので、一括して説明いたします。

本申請は、「令和3年10月5日付指令日農委第5号49」で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

当初の計画では、夫婦共有名義で、申請地に一般住宅を建築予定でありましたが、融資の関係で、やむを得ず、御主人単独での名義にしなければならなくなったため、事業計画変更するものであります。

以上、計2件、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認要件を、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

8番 議案第35号の番号1と議案第36号の番号4については、一括して報告いたします。

令和3年10月21日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域

内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第35号の番号2と議案第36号の番号7については、一括して報告いたします。

令和3年10月23日、私と副の瀧聞委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、集落に接続して一般住宅を建築するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべての案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第35号の番号1と関連する議案第36号の番号4、議案第35号の番号2と関連する議案第36号の番号7について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第35号の番号1と関連する議案第36号の番号4、議案第35号の番号2と関連する議案第36号の番号7について、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第36号「農地法第5条許可申請書審議」の番号4、番号7以外の案件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の18頁をご覧ください。

番号4と番号7以外の5件について説明いたします。

番号1の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、通路、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、事務所、駐車場、権利種別は賃借権設定です。

番号6の転用目的は、通路、権利種別は所有権移転です。

なお、番号2は転用済みのため始末書が添付されております。

番号3は、一般住宅の転用事業妥当面積の概ね500㎡を超えておりますが、隣接地と緩衝地を設けるとのことで4m以上離して建築することと、住宅建築後の残地を家庭菜園として子供にも農業の教育を行うなど有効活用するとの理由書も添付されております。

番号5は、全国にチェーン展開しているファミリーレストランが平成13年頃から今年3月まで営

業されていた箇所であり、ファミリーレストランの建設前に農地転用の許可をとられたかどうかも不確かで、また、許可証もなく、現在は、その店舗も解体され更地となっておりますが、駐車場で利用していた部分がアスファルト舗装のままであり、また排水パイプ等が残っているため、始末書が添付されております。また、賃借権設定期間は5年間で更新もあるとのことでした。

以上、番号4と番号7を除く計5件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長
2番

現地調査員の報告をお願いします。

議案第36号の番号1について報告いたします。

令和3年10月25日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第36号の番号2について報告いたします。

令和3年10月25日、私と副の野元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第36号の番号3について報告いたします。

令和3年10月23日、私と副の嶋野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約3.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番

議案第36号の番号5について報告いたします。

令和3年10月20日、私と副の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5ha

と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

14番 議案第36号の番号6について報告いたします。
令和3年10月20日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は耕作中の農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.3ha
と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。
議案第36号の番号4、番号7以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第36号の番号4、番号7以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第36号の番号4、番号7以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第37号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の26頁をご覧ください。5件です。
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。
番号1は、20年以上経過した宅地です。
番号2も、20年以上経過した宅地です。
番号3は、20年以上経過した宅地です。
番号4も、20年以上経過した宅地です。
番号5は、20年以上経過した雑種地です。
なお、番号3と番号4については同じ敷地であり、番号4が番号3への入り口部分となっており、今回分筆しての申請となります。
以上、計5件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第37号の番号1について報告いたします。

令和3年10月25日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第37号の番号2について報告いたします。

令和3年10月25日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第37号の番号3について報告いたします。

令和3年10月20日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第37号の番号4について報告いたします。

令和3年10月20日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第37号の番号5について報告いたします。

令和3年10月19日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、5号雑種地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第37号のすべて案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第37号のすべて案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第37号のすべて案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第38号荒廃農地に係る非農地判断審議を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 32頁をご覧ください。

議案第38号 「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。

申請分となります。伊集院町下谷口、登記地目は田、登記面積は327㎡、現地については、事務局で調査し、現況地目は「原野」と判断しました。

以上、田1筆、面積327㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないと、判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第38号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第38号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第39号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。

はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 まず、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 35頁の番号1です。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。面積について、田は601㎡、畑はなし、計601㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第39号の横山委員が関係する利用権設定の番号1の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第39号の横山委員が関係する利用権設定の番号1の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、西園賢一郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

30番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 37頁の番号6、番号7、番号8です。貸借です。

面積について、田は4,779㎡、畑は3,407㎡、計8,186㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は3件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第39号の西園委員が関係する利用権設定の番号6から番号8の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第39号の西園委員が関係する利用権設定の番号6から番号8の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 西園委員に着席の連絡をしてください。

30番 [着席]

会長 次に、日高格一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 38頁の番号1、39頁の番号8です。貸借です。

この案件につきましては、日高委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。面積について、田は1,545㎡、畑は1,231㎡、計2,776㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第39号の日高委員が関係する農地中間管理事業の番号1、番号8の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第39号の日高委員が関係する農地中間管理事業の番号1、番号8の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 日高委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着席]

会長 次に、東芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 39頁の番号6です。貸借です。

この案件につきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。面積について、田はなし、畑は1,460㎡、計1,460㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第39号の東委員が関係する農地中間管理事業の番号6の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第39号の東委員が関係する農地中間管理事業の番号6の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 東委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]

会長 議案第39号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転です。資料の34頁です。売買です。
面積について、田はなし、畑は1,667㎡、計1,667㎡、利用権設定件数は1件です。
次に、利用権設定分です。資料の35頁から37頁です。貸借です。
面積について、田は6,117㎡、畑は6,512㎡、計12,629㎡、うち再設定面積は12,218㎡、利用権設定件数は5件、うち再設定件数は4件です。
最後に、農地中間管理機構分です。資料の38頁から39頁です。貸借です。
面積について、田は3,619㎡、畑は4,079㎡、計7,698㎡、うち再設定面積はなし、
利用権設定件数は5件、うち再設定件数はなしです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

18番 36頁の番号3について、借地料の金額が間違っているのではないか。

事務局 この件については、申請面積で年2万円払っており、10aに換算しますと表示してある金額となります。

議場 [複数の委員より、ハウスとの意見有り]

会長 よろしいでしょうか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 他に質疑等ございませんので、議案第39号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第39号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。
閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和3年度10月総会を閉会します。

(閉会 10時00分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

16番

17番